

2022年度 事業計画書

(2022年4月1日～2023年3月31日)

当財団の使命は、公募により選んだ前途有為な学生に奨学支援を行うことを通じて、国際的な友好親善を増進することである。この使命のもと、インドネシアを支援対象国とし、同国と日本の留学生への支援を実施してきた。これまでに日本の大学の自然科学系大学院修士課程への留学を希望するインドネシア人 144 名を奨学生として採用し、また、インドネシアでの調査、研究を希望する日本人 61 名を採用した。

2021年12月に株式会社 INPEX から寄付による財政支援を受けたことを踏まえ、インドネシアに加え、オーストラリアとアラブ首長国連邦（以下 UAE）を支援対象国とし、2023年度から当該2か国にかかわる留学生への奨学支援を開始することを目指し、今後必要な手続き、活動を実施していく予定である。

1. 奨学事業

1) インドネシア人奨学生

採用者の2021年度末における状況は、以下のとおりである。

- 2019年度奨学生3名のうち1名は、昨年9月大学院修士課程を修了した。他の2名も本年3月大学院修士課程を無事修了した。
- 2020年度奨学生3名は、昨年4月より大学院修士課程に入学し、本年4月より大学院修士課程2年に進級し研究を継続する予定。
- 2021年度新規採用の3名は、例年であれば2021年9月ごろ来日する事になっているが、コロナ感染症拡大の影響によりビザの発給が停止されており、今のところ来日の目途は立っていない。ただし昨年10月より各大学の研究生として入学し、オンラインによる授業や研究室のゼミに参加している。

従って当事業年度は、新規採用見込みの2022年度奨学生3名を加えた以下の9名に対し、下記奨学金を支給する。

2020年度奨学生（修士2年在学者；3名）	915万円
2021年度奨学生（修士1年在学者；3名）	824万円
2022年度奨学生（新規採用；3名）	695万円
計	2,434万円

なおインドネシア人奨学生に対し、当財団が来日から帰国までの最長2年8カ月の間に支給する奨学金総額は、大学院の授業料等にも依るが、モデル計算では約810万円（国立大学のケース）と見込まれる。

支給費目は以下の通り。

渡航費（往復）	：エコノミークラス航空運賃
到着金	：6万円
学費等	：実費（修士課程の学費の外に大学院研究生としての学費、日本語学校学費なども対象とする）
生活費	：512万円（月額16万円×32ヶ月）
死亡・後遺障害保険料	：財団の既定保険金額に係る保険料
学会参加費	：実費（年間10万円が上限）
通学定期券	：実費

2) 日本人奨学生

採用者の2021年度末における状況は、以下のとおりである。

- 2020年度奨学生2名と2021年度奨学生1名は、依然としてコロナ感染拡大によるインドネシアの入国規制により現在も日本で待機中であり、今のところインドネシアへの渡航の目途は立っていない。

従って当事業年度は、上記3名に対し、下記奨学金を支給する。

2020年度奨学生（2名） ※2022年8月頃インドネシアへ渡航と想定	247万円
2021年度奨学生（1名） ※2022年8月頃インドネシアへ渡航と想定	123万円
計	370万円

なお現地で調査・研究する日本人奨学生に対し、当財団が渡航から帰日までの最長2年間に支給する奨学金総額は、約360万円と見積もられる。

支給費目は以下の通り。

渡航費（往復）	：エコノミークラス航空運賃
支度金	：2万円
奨学金	：288万円（月額12万円×24ヶ月）
海外旅行死亡傷害保険料	：財団の既定保険金額に係る保険料

2. 活動資金関係

当財団が保有する資産については、安全性と収益性を十分に吟味して効率的な運用を図ることを基本とする。なお、低金利状況が継続している事業環境を踏まえ、より効率的で柔軟な運用について検討を進め、必要に応じ規程等の改正を実施する。当事業年度に不足する事業及び管理資金については、2021年12月に株式会社INPEXから受領した寄付金の一部を充当する。

3. その他

- 1) 2023年度奨学生の募集活動については、インドネシア及び日本両国で、例年通り2022年8月から開始する。
- 2) オーストラリアとUAEを支援対象国として、2023年度から当該2か国にかかわる留学生への奨学支援を開始することを目指し、今後、必要な手続き・活動を実施する。なお募集要項や募集人数については、2022年5月に開催予定の第30回理事会に諮る予定である。
- 3) 2022年度採用のインドネシア人奨学生に対し、志望校の修士入試日程等を調査し、日本語学校及び大学院（研究生及び修士課程）への出願等の諸手続き、来日後の検疫場所の確保や宿舎の手配等を行い、奨学生が所期の目的を達成できるよう受入支援活動を行う。
- 4) 来日した東京圏のインドネシア人留学生に対しては、毎月1回は事務所に呼び、面談するなど密接な連絡を保ち、随時、滞在資格更新手続き及び生活面での支援・指導を行う。
- 5) 日本人奨学生に対し、新規採用者については過去の奨学生の経験を紹介し、インドネシアでの調査・研究許可の取得支援を行う。渡航した奨学生については、インドネシア滞在中の定期的な通信を通して現地の生活や研究活動についての報告を求め、研究状況を把握する。
- 6) 交流活動として、年末交流会（インドネシア人奨学生、在日インドネシア人奨学生OB、日本人奨学生OB及びその家族を対象とし12月に開催予定）、研究終了報告会（修士課程を修了するインドネシア人奨学生及び研究終了し帰国した日本人奨学生を都度財団に招き研究結果を聴取、インドネシア人奨学生の指導教官も招く）、及び事務局8月インドネシア出張時のジャカルタと出張先都市でのインドネシアOB会を行う。

以上